夜間金庫規定

加 茂 信 用 金 庫
令和２年４月１日現在

１．利用目的

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

２．利用方法

（１）この夜間金庫を利用するときは、現金のほかに預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当金庫所定の当座勘定入金帳（または普通預金等の入金票および通帳）とともに当金庫所定の入金
鞄（以下「入金鞄」という）に入れ、その入金鞄を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。
なお、当座勘定入金帳（または普通預金等の入金票）には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

（２）入金鞄を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

３．使用料

（１）夜間金庫の使用料は、当金庫所定の料率により１カ月分を前払いするものとし、当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。

（２）夜間金庫の使用料は、諸般の事情により変更することがあります。

４．預金への受入処理

（１）この夜間金庫に投入された入金鞄内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

（２）前項の取扱いにあたり、当座勘定入金帳（または普通預金等の入金票）に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。
この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

５．入金鞄等の返却

入金鞄ならびに当座勘定入金帳、通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

６．鍵の保管等

（１）投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

（２）入金鞄の鍵正副２個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金鞄の開閉に使用します。

７．鍵、入金鞄の紛失、破損

投入口鍵、入金鞄および入金鞄正鍵紛失、または破損したときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。なお、この場合、再調達費・修理費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

８．損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な開閉、入金鞄の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

９．取引の制限等

（１）当金庫は本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３）１年以上利用のない場合は、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（４）前３項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10．解約等

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。また、本人が、後記第１１条第１項のいずれかの規定に該当し、もしくは第２項のいずれかに該当する行為をし、

または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当金庫との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。なお、この場合には、投入口鍵・入金鞄および入金鞄の正鍵を直ちに当店へ返却してください。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

11. 反社会的勢力の排除

（１）この夜間金庫を利用する本人は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、または次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）この夜間金庫を利用する本人は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他各号に準ずる行為

12. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入することはできません。なお、投入口鍵、入金鞄および入金鞄正鍵についても同様とします。

13. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

14. 規定の改定

（１）この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上